

会議報告書

会議名	第6回消防委員会
日時	令和6年6月13日(木) 午後6時00分～7時15分
会議場所	防災センター2階
出席者	消防委員 6名 総務部長 団長 事務局(地域防災課職員)3名
議題 及び内容	司会 事務局 1 開会 2 審議 (1)消防団員の処遇改善について 出動報酬の支払い範囲については、資料番号2のとおりとする。 あきる野市消防団員の処遇改善について(答申)案について、異議なし。また、本日の会議で出た意見で必要なものは案に反映し、会長が最終確認することとした。 審議内容は別紙審議質疑のとおり (2)その他 3 その他 次回委員会は、令和6年7月18日(月)18時からに決定 4 閉会

2 審議

(1) 消防団員の処遇改善について

会長

それでは、これより審議に入ります。はじめに、前回の審議の内容と今回の会議における審議について、事務局から説明をお願いします。

事務局

前回は、消防団員の処遇改善及び団員確保策についてご意見をいただきました。消防団員の処遇改善につきましては、1つ目は、「準中型免許取得制度補助」を実施することについて、ご意見をいただきました。こちらにつきましては、近隣市町村の実施状況や、現在の状況等を踏まえ、実施した方がよいというご意見をいただきましたので、今年度中に要綱の制定や予算の確保等の準備を行い、令和7年度から施行という方向で意見がまとまりました。

もう1つは、出勤報酬を支給する範囲の見直しについて、条例等で明確に定めのない活動に対し、活動ごとの出勤報酬の支払い可否を整理し、分団から意見の出ている火災予防運動や歳末特別警戒等の支払い範囲を拡大するとともに、機能別団員の出勤報酬の支払い範囲について、事務局から報酬支給に対する案を提示したところでございます。こちらにつきましては、委員の皆さまから色々ご意見をいただきましたので、後ほど担当から説明がありますが、予算の絡みもありますが、点検活動についても報酬の支払いを可とする案で再度資料をご用意させていただきました。なお、出勤報酬の支払い範囲につきましては、一度に多くの変更をすることは予算的にも難しいところがございますので、今後も状況に応じ、継続して見直しの検討を行っていく予定でおります。

本日は以上のことにつきまして、改めてご審議をいただければと思います。今年度は3回委員会を開催する予定ですが、本日は第6回で、次回が最後の第7回となりますので、次回最終答申を出せるように、できれば本日、委員会としての意見をまとめていただきたいと考えております。なお、現時点での最終答申案につきまして、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

会長

審議に入る前に、今一度、諮問内容を確認させていただきます。大きく2点ございました。1つは、機能別団員の役割等拡充についての意見。こちらにつきましては、中間答申ですでに意見がまとまっているところがございます。もう1つは、消防団員の処遇を改善し、団員の確保するための方策について、意見を求められています。

それでは、これより審議に入りますが、本日は諮問の2つ目の消防団員の処遇改善について、意見をまとめていきたいと思っております。はじめに、前回各委員から出た意見および配布資料についての説明を事務局からお願いします。

・配布資料について説明(事務局)

会長

事務局から説明があったとおり、準中型免許取得費補助制度の導入については、実施の方向で進めるということとなりました。出勤報酬の支払いにつきましては、今後も継続して見直し等を行っていくということ踏まえ、前回委員の皆様からいただいた意見を一部反映させ、事務局で再度配布の資料のとおり案が出されました。

予算が絡むことなので、このとおりにはいかない可能性があるということですが、本日はこちらの内容につきまして、この案のとおりで良いかということで審議していただき、答申としての意見としてまとめたいと思っております。

以上、いただいた説明や資料なども参考に、ご意見などがあればお願いします。

委員

予算要望はしていない段階ですが、見通しについての情報はありますか。

事務局

財政課と見通しについて話をしている中では、予算を増やすということだけではなく、削れるところについても検討していかなければならない、といった話をしている。

委員

資料1 1ページの火災予防運動の支給対象・対象外の判断の修正点について確認したい。

事務局

現状の支給は、火災予防運動機関中は複数回活動しても部員数を上限としているので1日分のみ支給している。4分団や5分団のように部の数が多い分団は、期間中の対応分団を日毎に調整しており、期間中の活動は概ね1人1回であるが、部数が少ない分団は1人2回以上活動するケースがあります。1分団は3回出ているケースもありますが、1人2回活動しているケースが多かったので、現状に即した形に修正する内容となっています。

委員

準中型免許は何人分を要求するのか。

事務局

最大で5人を予定しています。準中型免許取得を要する団員は20人程度いますが、他市町の規定・申し込み状況等を参考にした人数設定となります。

委員

教習所での取得費用はどこも同じぐらいでしょうか。

事務局

他市町の情報によりますと、大体同じくらいの費用であり、西多摩教習所が平均のようです。

委員

羽村市の予算要求額が低いのは、教習所での羽村市民割引があるからでしょう。

委員

予算の増額については、団員を増やすためのものであり、無い袖は振れないので、振れる袖の範囲であれば賛成です。ただ、最近働いている人が減っていると感じている。皆さんの業界はいかがでしょうか。

会長職務代理者

職人は減っています。

会長

人の確保には苦勞している状況があり。週休1日を週休2日にする等の改革が必要だという話が上がっている。

委員

このように働く人が減っている状況のため、操法においては、指揮者が無線で放水指示をするということや、ホースも使い捨ての軽いホースがあれば、このような最新鋭の道具を活用して3人で実施する等ができないのか。働く人というよりも日本人が少なくなっている。また、水利については市議会の一般質問において、防火水槽が10年で16カ所減っているという答弁をいただいた。是非、維持してもらいたい。能登半島沖地震では、消火栓から水出ない状況があったと聞いている。このような時に防火水槽は重要である。答申は立派なものできている。

委員

入庁倍率も年々減少している。来年は3倍をきってしまうのではないかと。消防署も若い人が辞めてしまう状況がある。また、資機材については、都心部よりも地方の方が最新の物を導入している状況がある。地方の方が導入台数が少ないため、予算措置がされ易いという背景がある。また、新しい道具として省力化を図った動力ホースカーというものがあり、手引きのホースカーと

比べて少人数で操作できるが、狭い現状での取り回しという点においては、手引きの方が優れており、大量退職期以降は職員の平均年齢が下がっている状況もあり、動力から手引きに戻すという動きもある。その他、ハシゴやボンベ等は技術の進歩により軽量化が図られている。

出動報酬の支払いについて、火災予防運動等の回数が決まっているものは問題ありませんが、火災等の突発的に発生するものは予算を多めにとっていると思いますが、想定回数を超えてしまって予算が足りなくなった時はどのようにしているのでしょうか。

事務局

大規模災害は別に予算立てしており、ここ数年は足りなくなるという状況はありません。

委員

ということは、差金が出ていると思うのですが、この差金を増額分に充てられないでしょうか。

事務局

予算編成の段階では最大で見ないといけないため、最初から少なくすることは難しいと考えます。

総務部長

行政の予算の仕組みとして、想定される予算の科目を設けて割り振りをしていますが、予算が足りなくなれば補正、緊急であれば予備費。財政と協議による流用があり、それに基づいて適切に対応する必要があります。

委員

この委員会で団員の処遇改善を行うということに対して話をしてはいますが、予算がつかなくて実現できないとなった時に団員・委員会においてもダメージが大きいので、予算確保を頑張ってもらいたい。

事務局

団員報酬以外でも削れるところを検討しています。

会長職務代理者

委員から操法の人数を減らせないかという貴重な意見をいただきましたが、操法の目的は火災現場を想定していることから、火元がわからない指揮者から無線で指示をするというのは難しい部分もあり、簡素化には課題があると考えます。

委員

部の人数が減っている中で4人の選手を出すのは相当負担がかかることだと考えます。将来に向かって、最新鋭の設備の使用検討が必要だということを伝えたかった。

会長職務代理者

資機材が最新鋭になると団員は火災現場で活動しやすくなります。

委員

消防団の出場場面として、火災・水害・警戒等ありますが豪雪は入らないでしょうか。

会長職務代理者

緊急車両が出動できるよう、詰所周辺の雪かきは行っています。

会長

平成25年の2週連続で大雪に見舞われたこともあり、どのような対応がでるのかという話は出ましたが、資機材の関係からも出来ることに限りはあります。水害も同様で呼びかけや土のう積みなど出来ることには限りはあります。

会長

様々なお質問やご意見等ありがとうございました。この辺で、本委員会の答申をまとめたいと思います。出動報酬の支払い範囲につきましては、色々と意見が出ましたが、資料の表の通りでよろしいでしょうか。

各委員

はい。

会長

本日の話し合いで委員の皆様から出た意見を反映する前の段階のものとなりますが、事務局の方で、今回の諮問に対する答申（案）を作成しておりますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

今、会長よりご説明のありましたとおり、本日の話し合いでの意見を反映する前のものとなりますが、最終答申（案）を作成いたしましたので、事務局の方で読み上げをさせていただきます。

- ・消防団員準中型免許取得費補助の制度化について（令和7年4月から）

平成29年の道路交通法の改正により、普通自動車免許で運転できる車両の総重量が3.5t未満となったが、現在配備されているポンプ自動車はすべて3.5t以上であるため、今後、ポンプ自動車を運転できる団員が減少し、有事の際の円滑かつ迅速な消防活動が行えず、長期的には消防団機能が維持できない状況になることが懸念される。

このことから、改正以降に普通自動車免許を取得した団員及び取得しようとする団員に対し、ポンプ自動車が運転できる準中型免許の取得費の補助を実施することで、消防団機能の維持を図ることができるだけでなく、団員確保を進める上で新入団員勧誘の際のメリットにもなり得ることから、消防団員準中型免許取得費補助について制度化する。

- ・出勤報酬支給範囲の拡大（令和7年4月から）

出勤報酬の支払いについては、あきる野市消防団に関する条例第15条に、「消防団員に対しては、その勤務に応ずる報酬及び手当を支給することができる。」と規定されており、あきる野市消防団員の給与及び費用弁償に関する条例第2条で、「消防団員には、次の報酬及び手当を支給する。」として、出勤報酬の区分が、災害出勤、警戒出勤、訓練出勤、その他の出勤に分けられている。このうち、警戒出勤、訓練出勤、その他の出勤については、現状、具体的な活動についての出勤報酬の支給の可否を、過去の支給例を参考に事務局で判断しているところである。

限られた予算の範囲内で支給を行っていることから、地域防災力向上のために重要である活動であることは認識しているが、出勤に対し適正に報酬を支給できていない活動もあるため、処遇改善の観点から、団員の活動の実情に即して、出勤報酬支給の対象とすべき活動について、積極的に予算の確保を検討する。

- ・操法大会、出初式等の団行事の実施方法の見直し

年間を通して行われる出初式等の団行事について、削減や縮小等を求める意見が現役団員から多くあがっている。団員の負担を軽減し、処遇改善を図る観点から、正副団長を中心に、継続的に改善策を検討していく。なお、検討する過程において、必要に応じ消防委員会で審議を行うこととする。

操法大会については、団員の減少により、出場隊の編成や訓練の実施が困難となっていることや、団員のライフスタイルやワークスタイル等の変化に伴い、夜間に行われる訓練に参加することが難しい団員が増えているほか、大会の実施自体が新入団員勧誘活動におけるデメリットになってしまっている等の意見が多くあがっている。

一方で、消火活動の基本となる動作を習得でき、部の連帯感が強化できるものとして、継続を求める声も出ているところである。このことについても、団行事同様、正副団長を中心に継続的に改善策を検討し、必要に応じ消防委員会で審議を行うこととする。

- ・今後の消防委員会の設置について

分団・部の統廃合、定数の削減、定年の延長等について、更なる検討が必要であることから、来年度以降引き続き消防委員会を設置することを要望する。

消防団員の団員数を増加させるための方策については、引き続き正副団長を中心に現役団員で検討してできることから実践し、必要に応じ消防委員会で審議を行うこととする。

以上となります。なお、本日議論いただきました内容につきまして、必要に応じてこの答申案に反映し、最終確認につきましては、会長に一任していただければと思います。その上で、次回の会議で再度ご確認いただき、市長に答申を出したいと思います。

会長

ありがとうございました。事務局から答申案が示されました。この答申案につきまして、何か意見等があればお願いします。

委員

答申案に消防団サポート店は積極的に増やしていくということを盛り込めないでしょうか。

事務局

以前の消防委員会において、現役団員でできることをやっていこうという方針となっており、団長から7月から9月を団員確保強化期間として活動していくことを周知していく予定があります。その中で、事業所には団員募集についてだけではなく、サポート店の加盟についても話をしていく予定です。

委員

わかりました。そういうことでしたら、大丈夫です。

委員

市内に教習所ができるという話で、準中型免許の取得はいくらになるのだろうかという話がありましたが、そうではなくてタダでやってくださいぐらいの気持ちでないと駄目ではないか。事業所に話しをしに行く際も同様です。事務局がこのような姿勢を示すことで、団も動いてくれるのではないか。

会長

他に意見等がないようでしたら、本日の会議で出た意見で必要なものはこの案に反映し、最終確認を私の方で行わせていただくとのことでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

会長

ありがとうございます。本日の内容につきまして、お気付きの点やご不明な点がございましたら、事務局にお尋ねください。

それでは、皆様、本日の議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。次回は最終答申となりますので、よろしくをお願いします。